

富士川町直売所を使って **農産物** や **木工品**、**遊休品** の販売をしませんか？

富士川町では、直売所を一般の皆様に出します

[所在地] 富士川町鯉沢1431番地

[名称] 富士川町直売所

[床面積] 33.12㎡(約10坪)

○利用事業者

富士川町直売所の利用希望者は、町内、町外を問わず、富士川町の地域活性化と産業振興、観光振興が図れる場合に限り貸出します。なお、食品を販売する場合は別途条件がありますので、事前にお問い合わせください。

○利用可能期間

・直売所の利用時間は、原則、午前7時から午後6時までとします。

○利用料金

1日 1,630円(直売所で使用する電気料、水道料、下水道使用料を含む)※ガスの設備はありません。

○利用方法

- ・利用希望者は、利用しようとする日の**3か月前から申請**ができます。
- ・1回の申請で**最長2か月**まで申し込むことができます。
- ・利用希望者は「富士川町直売所利用許可申請書」(様式第1号)に必要事項を記入し、役場産業振興課まで申請をお願いします。
- ・直売所使用料は前金払です。使用の前日までに納付をお願いします。(既納の使用料は還付しません)

[その他、利用上の注意]

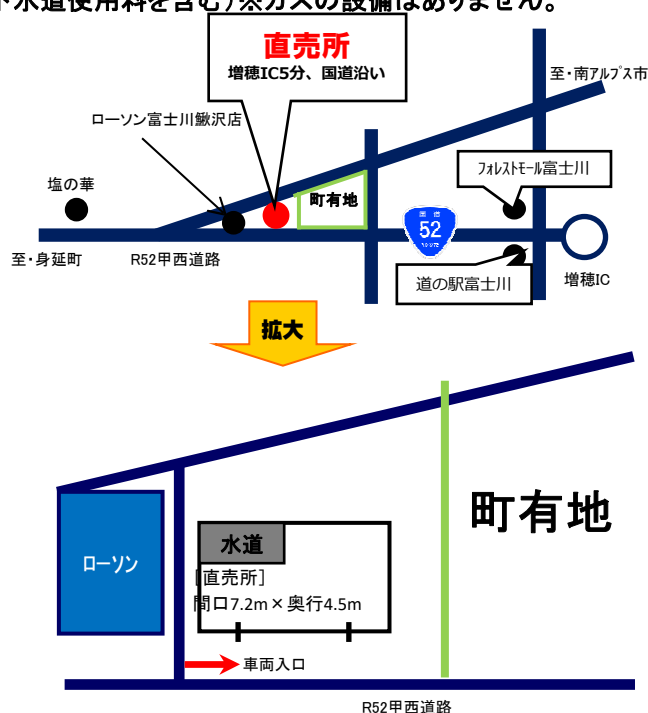
- ①利用許可を受けた者は「利用許可書」の携帯をお願いします。
- ②直売所を利用する者は、利用期間中、直売所及び周辺駐車場の美化活動にご協力をお願いします。
- ③**食品衛生法による臨時飲食店営業の許可を必要とする場合は、利用者の判断で関係機関へ申請をお願いします。**
- ④**事故防止・責任**
 - ・利用期間中は、施設の保全・管理・秩序、来場者の安全管理等に配慮をお願いします。
 - ・販売行為にかかる安全管理については、すべて利用者の責任とします。盗難、紛失、火災、損傷等の被害について町は責任を負わないものとします。
 - ・コピー商品など、法律に違反する物品や社会通念上ふさわしくないと判断した場合は、利用期間中であっても利用許可を取り消す場合があります。
 - ・利用により発生したゴミ、材料等は、利用者が責任をもって処理をお願いします。
 - ・利用者は直売所を許可の目的以外の用途に使用または、権利を第三者に譲渡(又貸し)する事を禁止します。

その他、直売所の使用に関してご不明な点は下記までご連絡ください。

【お問い合わせ】

富士川町役場 産業振興課 商工観光担当

富士川町青柳町338-8 TEL 0556-22-7202



利用希望者は **産業振興課** までご連絡ください。